

第2回 遊佐町水循環保全審議会 会議録

日時 平成25年12月26日(木) 15:30~18:30

場所 遊佐町役場 202会議室

出席 委員：本間正明委員、佐藤仁委員、阿部善兵衛委員、本多祐吉委員、
畠中裕之委員、時田一紀委員、菅原和幸委員 委員7人
事務局：企画課 池田企画課長、高橋課長補佐兼企画係長、佐藤主任 計10人
傍聴 無し

1. 開 会

2. 会長挨拶(略)

3. 企画課長挨拶(略)

4. 議事録署名委員の指名

畠中会長が、本間正明委員、菅原和幸委員を指名する。

5. 協 議

(1) 水循環保全計画案の意見募集の結果について

■高橋課長補佐：前回の審議会で示した計画案に基づいて、11月14日~12月13日の1ヶ月間意見募集を行った結果、意見の提出はなかった。よって、基本的には案のとおり、計画を策定させていただきたい。

5 ページの一番上、(2)水循環保全条例に基づく水源保護地域の指定(行政の取り組みの、①基本的な考え方の4行目、「水源保護地域に指定する地域は、水道水又は公共の用に供されている平野部の地下水等の水源を保全するため」と記載している。この「平野部の」という文言が、前回の審議会の資料で漏れていたため、追加して縦覧に付した。

全体に関して、前回は文字だけだったが、計画の公表書面は写真を掲載することにしたい。なるべく多くの方に読んでいただきたいという意図である。今日の審議会でご意見をいただき、それを踏まえ明日最終決定をし、HPに掲載、周知をしていきたい。

(2) 水源保護地域、水源涵養保全地域の指定案縦覧について

■高橋課長補佐：条例に基づく水源保護地域及び水源涵養保全地域の指定案の縦覧を、先ほどのパブリックコメントと同時に1ヶ月間の縦覧を行った。これについても、意見の提出はなかった。問い合わせ、或いは図面を見たいという方は何人かいた。

縦覧期間中の12月9日に、吹浦まちづくりセンターで吹浦地区を対象とした説明会を実施した。当日の参加は区長3人、町会議員1人だったが、一時間程度意見交換をさせていただいた。

4ページに指定予定地の該当地番の一覧がある。この一覧には、宅地、田、畑、雑種地等の地番を載せている。道路、水路、農道といった国・県・町の所有となっている地番は除いている。

10ページに、水源涵養保全地域指定予定の全区域の図面を載せた。前回示した内

容と同じである。図面中（１）～（３）は県の水資源保全条例で指定された水資源地域、（４）が町単独で指定をする地域となる。この（４）については、今後県に追加指定を申請していきたいと考えている。

（質疑）

□時田委員：資料２の１ページ、大項目４．指定地域の小項目「②指定の考え方」に、給水人口と年間給水量が記載されているが、この給水人口はどのようにしてとった数字なのか。計画では上水道で14,000人である。

■高橋課長補佐：給水人口については、地域生活課で毎年集計しているデータを引用した。実人口のデータと認識しているが、いつ時点のものなのか記載してなかった。毎年実績を報告すると聞いている。今回記載の数値が、その最新の数値なのかどうか確認したい。

□時田委員：給水人口や年間給水量は毎年変動するのに、このように数字をわざわざ盛り込んでいるのは、何かに利用する見込みがあるからか。

■高橋課長補佐：計画策定時点での実際の給水人口が、どの程度なのかを示しておきたいという意図で記載した。

□佐藤委員：資料１の「６．地下水等の適正な利用及び良好な水質を確保する仕組み」に「（３）井戸設置の事前届出制度」とあるが、西遊佐地区の、特に畑は井戸を掘ってスプリンクラーにしているが、届出の必要があるのか。

■高橋課長補佐：①の基本的な考え方に、水源保護地域以外は「10平方センチメートルを超える井戸は届出の必要がある」としている。よって、基本的には届出をしていただく事になる。また、②の届出制度の運用にあたって、「地下水の適正な利用を図る上で必要と求めるときは必要な指導を行います。」としている。

西遊佐地区のスプリンクラー灌水のための井戸については、必要なときに汲み上げて散水をするものであり、常時水を汲み上げているものではない。したがって、指導が必要とは考えていない。

小規模井戸は届出の対象にしていないので100%の把握はできないが、ある程度の規模を超えるものについて、どの程度の利用実態にあるのか、地下水保全を図る上でぜひ把握していきたいとの意図である。

□佐藤委員：文面をみると、「井戸を設置しようとするときは」とあるので、「新たに設置する時には届出が必要」という解釈にとれるのだが。

■高橋課長補佐：条例では、井戸設置の届出も含めてその義務が発生するのは1月1日以降となる。前回の資料をみていただきたい。町内の井戸の実態をある程度把握するために、条例の規定、附則の第3項に、「施行の際現に同条第1項に規定する井戸を設置している者は、同条の規定の施行の日から起算して90日以内に、同条第2項各号に掲げる事項を町長に届け出るものとする。」という経過措置を設けさせていただいた。したがって、既に井戸を設置済みの方は、名前・住所・設置場所・利用の目的等を簡単に記載して町に届け出ていただくという形にさせていただいた。

□菅原委員：条例第7条第3項に「水循環保全計画を策定し…（中略）…水循環保全審議会の意見を聴くとともに、事業者及び町民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とあるが、これが今回の審議会の意義ということか。

また、条例第7条第2項第2号に「森林等の水源を涵養する機能を維持するための施策」がある。11月下旬頃、新聞に県と35市町村が加盟する「里山サミット」というものがあるとあったが、その中に遊佐町も参加しているのか。また、資料2の7ページ小谷地地区の図面で、この地区は高速道路が通る事になっている。高架になると思うが、その事による影響はどうかと考えているか。

■高橋課長補佐：条例第7条第3項の、計画策定にあたって審議会の意見を聴くということについては、この規程に基づき前回の審議会は「縦覧に付す前に意見を伺う」という趣旨でおこなった。今回は、改めて最終決定をするに当たって、意見募集、縦覧の結果をお知らせし、再度確認のために意見を伺うという趣旨で行なっている。

里山サミットについては、私も報道で知った。今回の計画案は、特段そのことを意識せずに作成した。当然ながら、県や他の市町村と連携できるものについては、ぜひ検討していきたいと考えている。

資料2の高速道路については、前回の審議会で高速道路予定路線が入った資料を配布した。資料の赤い線が高速道路の予定路線となる。前回説明したとおり、小谷地地区に高速道路がかかる。国交省からは、南側から高架で徐々に山に上がって行くと聴いている。したがって、この箇所は高架で跨ぐことになるかと思う。橋脚の位置については、今後の設計次第になるが、もちろん牛渡川の真ん中に橋脚を建てるといったことはないと思っているが、十分配慮して設計いただくという認識でいる。高速道路のように、国や自治体の事業については規制の対象から除くと規定している。よって、高速道路の設置については、特段、今回の条例で制限を受けることはない。国交省には、この高速道路設置によって水も含めた周辺環境に影響が出ないように、十分配慮いただきたいとの旨を伝えていきたいと考えている。

（3）条例施行規則の改正について

■高橋課長補佐：規則については、条例施行に当たり必要な事項を規則に委ねるとしてあるので不可欠なものである。

「協議の期日等」は、今回の規則改正で一番重要な部分だと考えている。条例では、協議対象事業は町長に届出て協議しなければならないとしているが、施行規則でいつまでに町長に届出をしなければならないかという期日を定めている。

例として、（1）土砂又は砂利を採取する事業は、「土石又は砂利の採取を行おうとする日の90日前まで」としている。「前」ではなく「前まで」という表現にしたのは、90日前であればどれだけ早くてもいいという意図を強調するため。この日数は、県へ事業の認可申請期間から決定した。例えば、土石又は砂利の採取を行う事業の場合、変更で60日前、新規で90日前となっている。県への事業認可申請と同時に並行的に町の条例でも審査・協議を行うとしている。

（2）畜産事業場を設置する事業については、一定規模を超えたときに、水質汚濁防止法による届出が必要となるので、その届出を行う日までとしている。水質汚濁防

止法では、届出を行なった日から 60 日を経過しなければその事業に着手してはならないと定めている。同様に、町の条例でも 60 日以内に規制対象事業であるかどうかの判断・認定をする。水質汚濁防止法の手続きと平行して、町の協議を行い、事業に着手する前には町の判断も出すとしている。ここも、「日前まで」としているのも、基本的にはどれだけ早くてもいいとしている。

(3) 一般廃棄物処理施設を設置する事業については、廃棄物の処理、及び清掃に関する法律に基づく「許可の申請を行う日前まで」としている。関連して、(4) 産業廃棄物処理施設を設置する事業についても、同じく廃掃法の第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による許可の申請を行う日前までとしている。ここについても、法律に基づく申請を行なう「日前まで」としているのも、申請があった場合、町の条例の規定に基づき、他の法令の審査と合わせて町と協議を行なうことになる。ただし、この一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設ともに、県の指導要綱があり、現実的にはその要綱に基づいた手続きが進むと考えている。よって、この要綱の手続きをする際、同時に町にも届出をしていただくことを想定している。

(5) その他、土地の形質を変更する事業については、「当該事業に着手しようとする日の 60 日前まで」ということで、同様にどんなに早くてもいいとしている。町の条例に基づく認定の決定が 60 日以内としているので、事業着手の前に判定の結果を出すために「60 日前まで」とした。

この第 1 項の(1)から(5)までの規定が手続時期ということで一番重要なポイントと考えている。

それ以降、第 2 項は様式について定めている。第 3 項については、ここで指定する内容を、届出の中に記載しなければならないというものである。この第 3 項の中身を様式に記載の上、提出していただく。

合わせて、第 4 項に「規則で定める書類は次に掲げるもの」として、届出に関わる添付書類について記載している。これらは、この事業が規制対象事業に該当するかどうかを判断するために必要な書類である。特に、地面を掘る、切土をするということについては、縦断図面がないとそれが規制対象に該当するかどうか判断できないので、未測量の場合にも、準ずる図面を含めて提出を求める必要がある。

また、その他町長が必要と認める書類について、この条項はかなり限定的な運用とせざるをえないと考えている。測量が済んでいないこと考えると、その段階であまり厳しい書類を求めることは、争いになってしまう可能性がある。そうした事態は好ましくないことから、計画の段階で最低限、判断に必要な出せる書類ということで、場合によっては、事業者と町が協議をして、提出書類を決めることになる場合もあるかと思う。基本的には先ほども申したとおり、(1)から(4)に定める、規制対象事業かどうかの判断に必要な書類の提出を求めるということになる。

第 5 項についても、様式に関する規程である。協議対象事業の変更届出書というのは、一度協議のために書類を提出し、町と協議をしていく中で変更が生じた時に出していただく書類となる。

説明会の周知方法について、当該事業場周辺地域住民への周知は具体的には隣組回覧を想定しているが、内容によっては全戸配布をお願いする場合もあると考えている。

以降は、様式について記載している。具体的な様式については、今回資料としては省略させていただいた。

(質疑)

□菅原委員：新規に事業を届出の場合は90日前まで、継続の場合は60日前までであった。継続の場合、60日前に県に申請を出して、順調にいけば60日後にはそのまま認可がでる。ということは、県に本申請をする前に役場の協議を終えていなければいけないということなのか。

また、「畜産事業場」との記載があるが、これはよくある牛舎や豚舎のことを指しているのか、定義を確認したい。

また、以前、住民への説明会が開かれたが、これは事業者が開くものなのか、町が開くものなのか。以前のものは役場が主導でやっていたが。

■高橋課長補佐：岩石採取の場合であるが、採石法に基づく県の認可申請の手続と町の条例の協議の手続は、同時並行で進むと考えている。県と町が同時並行で手続きを進めるが、県は町の決定が出るのを待ってという形になると考えている。

また、畜産事業場については、条例第13条に協議対象事業の指定についての記載があり、「畜産事業場（動物の飼育を行う施設）」としているので、動物を飼うための施設ということでご理解いただけたらと思う。

説明会については、先ほどご指摘があったとおり、誰が主体的に行うのかを明確にしていない。基本的には事業者が行う形になると考えているが、事業者との協議によっては、隣組回覧、利害関係人への通知について、役場が行うことも当然ありうるという認識でいる。少なくとも周知の漏れがないようにと考えている。事業者の便宜を図るという形になる場合もあるが、町としては周知が漏れることを一番避けなければならない事であると考えている。

(4) 規制対象事業の該当基準等を定める要綱案について

■高橋課長補佐：資料4、補足資料として資料8もみていただきたい。

第1条に記載しているとおり、条例第16条に規制対象事業について記載している。この条例の本則を読んだだけでは、どういった事業が該当するのか、具体的な部分が解りづらいという事がある。この要綱は、条例本則の規定を補完し、具体的な該当基準を定めるものである。策定によりこの要綱を公開し、具体的にこんな事業は規制対象に該当しますと広く周知していく。また、今後この審議会で、規制対象事業に該当するかどうか審査していただく際の判断基準になるので、非常に重要なものだと認識している。

この要綱に定める内容は、本来条例本則なり規則に定めるようなものでもあるが、準備や本案を検討する事に多くの時間を要したため、このように要綱で定め、告示をし、広く周知を図り、条例と合わせて運用していくという形を取るようになったことをご理解願いただきたい。

第1条は、「第16条に規定する規制対象事業に該当する事業の基準等を定め、町内における健全な水循環の保全を図ることを目的とする」という内容である。説明欄に

記載したが、「認定基準を明確にし、条例の実効性の確保を図る」ということ。具体的には、恣意的な運用を防止するため、具体的な基準を定め、それに基づいて運用をしていくということである。また、審議会での審議の効率化を図る、要綱を町民等へ周知することで理解の促進を図る、こうした目的をもってこの要綱を定めさせていただきたいということである。

要綱の作成については、条例作成の段階からご指導をいただいていた東北公益文科大学の内藤先生から、「具体的な基準を明確にした要綱や何らかの規定が必要」というご指摘もいただいていた。

第2条は、本要綱では定義等を含めて全て条例と同じものを使うということ。

第3条は、要綱の適用範囲を明確にするための条項である。条例では、不利益不遡及の原則により、条例附則1に、「規制に関する条文の適用は平成26年1月1日から」と定めている。この条例の附則に準じるためとなる。既に法令で許認可を受けた事業には適用することができない。

第4条は、具体的な内容を記載している。その上のカッコに「水源涵養量の減少をもたらすおそれがある事業」と書いた。これが、条例の文言と対応している。

第4条(1)「2メートルの深さを超えて土石を採取する事業」とした部分は、右の説明欄にあるとおり、自然公園法第三種特別地域内における運用を準用した。自然公園法には、第三種特別地域において、2メートルを超える深掘りは禁止するという規定があるため、それを準用したということである。

切土の場合であるが、これは施設建設等の場合に行なう切土を想定している。資料8の図面をご覧ください。切土の場合は一番下の(5)になる。この2メートルを超える区域が2分の1以上の場合は規制対象事業となる。具体的には、図の斜線の部分が2メートルを超える区域に該当する。この斜線を除く、点線の部分で事業を行う分には、規制対象に該当しない。斜線部分も掘る事になったときに、その部分が2分の1を超えた場合、規制対象となる。

この2メートルの考え方であるが、基本的には資料8の(1)に示したとおり、斜面に対して直角に2メートル下がった所と考えている。山なので、若干の不整形はあるが、その場合は平均的なラインを引いた中での2メートルとしている。この図面の考え方については、自然公園法の取扱いの中でも同様の内容で規定をされているので、それを準用をさせていただいた。

資料8の(3)は、地形に沿って2メートルを掘る場合である。地面に沿って2メートル以内であれば、規制対象とならない。これについても自然公園法と同じ考え方を準用している。

第4条(3)、事業対象面積の合計は1万平方メートル(1ha)以内と定めている。この「1ha」については、国有林における運用を準用した。ただし、説明欄の②に書いたとおり、複数事業者がそれぞれ1ha未満で事業を行う場合に、合算して1ha以内と制限することは、町としてはできないだろうと思っている。そこが非常に苦しいところではある。

また、「1ha」という数値が出てくる法令が他にもある。資料がなくて恐縮であるが、山形県自然環境保全条例第15条に、「保全指定区域における大規模開発行為の届出」

という項目があり、そこに、「土石の採取、土地形状変更面積が1haを超えるときには届出をしてください」という記載がある。これらを参考にしながら、この町の要綱の中では1万平方メートルとしたということである。ここについては、皆様からもぜひご意見いただければと思う。

第4条の(4)、ここはいわゆる二度掘りについての条項である。説明欄に書いたが、自然公園法の運用でも二度掘りは想定していない。二度掘りを認めると、いくらでも下がって掘っていける事になるので、これは認めないという規定にした。

第4条第2項は、説明欄に書いたが、採石法、森林法の運用を適用した。

第5条以下については、具体的な数値で示すことが非常に困難な内容であった。文言も大分悩んだが、現時点ではこのような内容でお願いしたいと思っている。

第5条(2)については、例えば、畜産事業場から汚水が出て地下浸透したというように、容易に事例の想定ができる。(1)については、説明欄に書いたとおり、鳥海山フォーラムで、「冬期の降水には大陸由来と思われる有害成分(鉛など)が含まれているが、地下水・湧水にはそれらの成分は含有していないことから、土壌の浄化作用が機能している」という報告があった。土壌をなくすことは、こういった有害成分が地下水に流入するおそれがあるという事になるため、ここに規定として記載させていただいた。ただし、どの程度の土壌を採取すれば、そういったおそれがあるのか(実害がでるのか)ということは、科学的な証明が非常に困難ということで、これを適用するにあたっては、非常に慎重にならざるを得ないだろうと考えている。結局の所、発生が想定される地点の地形や、地質、地下水脈の高さ等を総合的に勘案して、判断する必要があるだろうと思っている。

第6条(1)については、条例本則の基本理念に、地下水脈の保全の基本的な考え方として、「予防原則に基づく」と記載しているので、そのとおりに規定した。(2)については、科学的なデータが判っている場合は、それを根拠に判断をするということである。

第7条は「水道水、農業用水又は漁業用水の確保に支障をもたらすおそれがある事業」として、3つ記載した。

「(1) 事業活動により発生する汚水や濁水が、水道水源、農業用水又は漁業用水の水源に流入し、良質な水の確保に支障をもたらすおそれがあるもの」について、この「良質な」という部分が議論になると思う。水道水源については、飲料水に適した水質という科学的な判断ができる。農業用水、漁業用水について、特に農業用水については、「今流れているような湧水の綺麗な水でなければ絶対だめ、泥水が流れてきてはだめ」とすることは、これまでの公害等調整委員会の裁定実例・判例等を検討した結果厳しいと言わざるを得ない。一時的な水質の低下まで認めないというのは難しいということである。ここは審査においても、非常に難しい判断が必要とかがえられている。ただし、少なくとも常時泥水あるいは汚水が流れてくる状況は当然だめになるし、漁業用の養殖の魚に影響があるような水質もだめになる。そういった部分で判断する必要があるだろうと考えている。

「(2) 土地に盛土又は土石を堆積することにより、降水の集水区域を改変して下流域の農業用水等の確保に支障をもたらすおそれがあるもの、又は災害発生のおそれ

があるもの」について、ここは規則の中で、盛土、あるいは土石を堆積する事業も協議対象としているため、このような記述にした。集水区域を改変するおそれがあるものということなので、周囲の地形から判断する形になると考えている。

「(3) 水面又は湿地を埋め立て、又は干拓により、水道水源になっている地下水又は周辺及び下流域における農業用水等の確保に支障をもたらすおそれがあるもの」について、説明欄に記載したが、鳥海山フォーラムにおいて「湿地等が地下水の供給源になっている可能性が高い」という報告があったので、その内容を規定した。湿地等の埋立てや干拓等によって、地下水の供給量が減ることは、避けなければならないという内容である。これには、規模を明記していない。説明欄にあるとおり、「埋立てまたは干拓の規模は周辺の地形等により総合的に判断するが、小規模の場合は慎重な判断が求められる」としている。例えば、小さい水溜りが常時あるような場所について、それまで含めて全て規制とはなかなか言い切れないのではないかと考えている。少なくとも、吉出山を登った先に池があるが、あの規模の大きい水面は当然該当してくるという考え方である。

第8条に、総合的な検討として記載した。「規制対象事業に該当するか否かの認定を行うときは、第4条から第7条の規定は相互に関連があることから、総合的に検討するものとする。」として、説明欄でも「単一の理由ではなく、総合的に検討する必要があるため」と記載している。

第2項、「前項の総合的な検討にあたっては、条例第2条第2項の規定を踏まえ、必要に応じて現地調査及び専門知識を有する者並びに住民、利害関係人の意見聴取を行うものとする。」と記載した。第2条第2項はいわゆる基本理念である。条例上は、「審議会において必要と認めるときは、専門家の出席を求めて、その意見を聴く」としている。審議会とは別に、町としても必要に応じて同様に識者の意見を聴くということで規定した。

最後に、対象外の事業についてであるが、第9条に「第4条から第7条（いわゆる水質汚染のおそれがあるもの）についての規定にかかわらず、次に掲げる行為は規制対象事業に該当しないものとする。」と規定した。

「(1) 農業、林業、漁業を営むために必要な施設又は構築物の設置及び維持管理のために行う行為」について、具体的には、小屋を置くため、農業用の水路の補修、溜升が必要なので掘るという事を想定している。

「(2) 林業の用に供する簡易な作業道の敷設」について、切った木材を運ぶために作業道を設置しなければならない場合を除くという想定である。

「(3) 送電のための鉄塔、電柱、標識、柵、観測設備、消防設備その他これらに類する工作物の新築、改築又は増築」について、送電のための鉄塔は、実際町で指定を予定している区域にあるので、それについては除く必要があるということである。

「(4) 災害を防止するために行う行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為」、この(3)と(4)には、説明欄に記載したとおり、山形県水資源保全条例の施行規則でも同様の規定がある。ただ、県の条例では、送電のための鉄塔ではなくて、「電柱以下、これらに類する簡易な工作物」という表現になっている。送電のための鉄塔は簡易な工作物とはいえないと思ったので、(3)のような表現にし

た。

「(5) その他公益上必要な構築物等の設置で町長が認めるもの」について、上記の規定から漏れるその他の場合では、町長の裁量の規定を設けた。想定としては、大部分が(1)から(4)の中に入るのではないかと考えている。現時点で想定できないようなことが発生した場合のために、(5)を設けた。(5)については、限定的な運用が必要であろうと思っている。

条例の要綱の一番重要な部分としては、第4条から第7条までと考えている。こんな場合はどうなるのかといったご質問や、ご意見をいただければと思う。

(質疑)

- 本多委員：資料8の図面の(3)について、2メートルで採取して期限が切れた場合、その下をまた採取するということはないのか。
- 高橋課長補佐：第4条の「(4) 過去に土石の採取が行われた区域で再び土石を採取する事業」に該当してくるので明確に規制対象となる。先ほども説明したが、一度掘り終わって、また点線の部分を新しい地面として、また掘ると言う事になればいくらでも深く掘れる事になってしまう。基本的には自然公園法の運用を準用しているが、自然公園法においても二度掘りは規制されている。

- 菅原委員：今回の課題を考えたときに、まず大勢の人が気にしているのは水量が減るのではないかということだと思う。「質」に関する文言はあるのに、「量」に関する規制がないのが気になる。町民にとっては、水量を一番気にしていると思う。そのあたりに関する部分が足りないのではないかと感じた。
- 高橋課長補佐：水量の把握に関しては、大きな課題があると思っている。地下水がどれだけの量流れているのかということは、現代の科学でも把握しきれない。湧き出ている部分の湧出量は測ることができるが、見えない部分を測ることはできない。
- 池田企画課長：第7条の(1)から(3)までの中に、水量の定義や概念を含ませるかという問題と思う。このままの文言でも拡大解釈で読めなくもない。読ませることもできるが、それでは十分でないとなれば、「水量への影響」、「水量確保に支障をもたらす」、「大幅な減少をもたらすおそれがある」といった書きぶり、この文言の中にも含められるとは思っている。この点は検討の余地があるかと思う。皆さんの概ねのご意見として、文言として表した方がいいという事であればやぶさかではない。

- 菅原委員：水量を把握するのは難しいことは理解するが、この部分は今後町民の皆さんから必ず意見がでると思う。
- 池田企画課長：先ほど高橋補佐から説明があったが、第5条、第6条、第7条については数値で表すことが困難なので、それぞれの見出しにあるとおり「おそれがある事業」という書き方としている。ここは、これまでの科学的データの有無、ある場合はそれに沿って、無ければ無いなりに判断をすることとしている。個々の判断もあるが、第8条にあるとおり、状況に応じて、総合的な検討を行い判断することになると考えている。今後も地下水脈等の調査に努めつつ、もちろん今議論している規則もそうであ

るが、要綱全体としても今後随時変更をしていく前提の下で作っている。先ほどの話しに戻すが、水量の部分が町民の皆さん農家の皆さんの懸念事項だとすれば、ここに文言として表すこともやぶさかではない。

- 高橋課長補佐：第7条第1号（1）の部分では、前段に「事業活動に発生する汚水や濁水が水源に流入し」という前置きがあるので、ここに量についての記述を含めることは、苦しいと思う。もし、入れるのであれば、もう一項（4）として起こす必要があると思う。

また、（2）の「確保」に水量の意味も含まれると思っている。ただし、ここにも「盛土や土石の堆積」という前提が入るので、やはり水量に関する規定を入れるとすれば項目を増やすしかないのではと思っている。

□菅原委員：（2）に切土は入れなくてもいいのか。

- 高橋課長補佐：資料8の図で示したとおり、切土のことも想定している。また、切土以外にも掘削を行なう場合もありえるかと思う。これらは工法の違いとなる。（2）に「若しくは土地の掘削又は切土」という文言を加えたいと思う。文言の整理は後程させていただく。含めるという趣旨でご理解をお願いします。

□本間委員：先ほど第7条の第2項で盛土・切土の話しがでていた。「降水の集水区域を改変」という文言があるが、集水域というのは、山の稜線や分水嶺から考えることで、部分的な改変が問題になるものではないと思う。ここは文字通り保水力である。表面が、岩石採取をして岩だらけの状態では放置してある場所と、土や森林が残っている場所とでは、保水力に歴然とした差がでる。保水力というのは、つまり、ゆっくりと蓄えて、ゆっくり流す、あるいはゆっくりしみ込ませる力のこと。岩石採取を行った場所では、大雨が降れば一気に水が表面を流れるだけで、地下にはほとんど浸透しない。

また、地下水は「透水層」という水が通り易い層と、岩盤など水の通りにくい部分からなる層の中を流れている。よってその集水域というのは、地下水の場合、元になった水がどこで入ったのかが問題になる。地下水の湧き出ている場所が深ければ深いほど、高い位置に元になった水の集水域がある。鳥海山は成層火山なので、地下水の流れる層も斜めになっている。そうすると、深いところにあるものほど高いところから入っていて、表面から湧き出ているものは、比較的浅い山麓近くで入っている事になる。吉出山の場合も、採石場近くからしみ込んだ水が、すぐ近くから湧き出ているという結果がでていますが、これは地下水の視点からみれば当然のことである。

まず一つ、「保水力を著しく低下させるような」という意味からすれば、切土盛土も全て保水力の低下につながる。地下水の涵養に重要なのは、地表の状態が保たれることが重要である。なるべく保水力を保って地下水の涵養にも役立つようなという意味では、この部分はそういう表現に変えないとおかしいと思う。

また、吉出山の山頂部の沼について、この場所は単なる湿地というだけではない。湿地というのは、底にある細かい粘土層が水漏れを防ぐような形で水を溜めている。その粘土層が、大陸から飛来してくる重金属等の有害物質を吸着して、その場に留め

ている。地表の表土は火山性の粘土質である。それが残っていて、そこに吸着されてから地下水になる。表面をはがしてしまえば、間違いなく地下水にも入る。何年か経ったら必ず何らかの影響が出てくると予想される。「土壌の浄化作用」と言っているが、特に湿地等の粘土質の土壌が有害物質の吸着に果たしている役割は大きいので、大規模に表土をはがすような事業は、全て地下水に何らかの影響を与えるということを考えてほしいと思う。

また、地下水の水量の話があつたが、地下には水脈が何本もある。平野部でも井戸を掘る時には、浅井戸・深井戸ということで、10メートルで出る所もあれば、20メートル、40メートルという場所もある。それは水脈として、水が通っている位置が違うから。水の通り道に穴を開ける形になる。例えば、ホースに水が流れている時、上部に穴を開けると、水はそこから染み出るが下は全部抜ける。水の繋がりががあるので、水脈の途中で岩石採取等で穴をあけると、その水脈の下流部は全部水が抜けてしまう。水が抜けるのにどれだけ時間がかかるかは水量の問題なので、短期間で目に見えて表れるものではない。しかし、水脈を切れれば間違いなく下流への水は全部抜ける事になる。そういう意味で、地下水の破れ目を作ってしまうということは、年数がはっきり何年や水量がどのくらいのペースで落ちていくのかはわからないが、間違いなく形となって出てくる。特に、深掘りや岩盤を発破かけてまで掘るというやり方は、地下水に影響が出ない筈がない。

実際に地下水が絡んでいる例としては、吹浦地区で7号線バイパスを掘り込み式で行ったときの事例がある。大量の地下水が出て、水を止めるのがとても大変だった。そのことは、地下水が湧出している水源が女鹿に来ているのだから当然のことだと思っている。

以上のことから、地下水に関する表現が少し適切ではないと思う。

二つ目に、先ほど表面からの岩石採取は2メートル以内までということで、これは自然公園法での運用を準用したとのことだったが、町の条例だけで保護した形で、実際に採石法に対抗し、運用・実行できるのか。

採石法を確認、優先するという姿勢をとった場合に、町の条例は空念仏になってしまうのではないのかと、私は心配している。条例を作ることは非常にいいと思うのだが、実効性がないのであれば、逃げ道はいくらでもあるのではと思う。

町の要綱に記載のとおりであれば、これが意味するのは、地表に沿って深度2メートルだということ。明らかに表面にでている転石の採取以外認めないということ。つまり、表に出ている石を掘ったところ地面の下に隠れている部分があり、その石を掘り出すために、2メートル以上掘らないと石が取り出せないという場合も認めないということになる。

過去の事例を考えると、今回の条例で本当に規制できるのか、私は非常に疑問に思う。この条例が採石法と示し合わせた上で、実効性を持って、きちんと規制をかけられるのか。その辺りをきちんと説明いただければと思う。

■池田企画課長：本当であれば条例にしっかりと規定して、訴えられるリスクも抱えな

がら、対抗していくという意思を表明するべきなのかとは思う。しかし、これまでの条例・規則の制定、その経過、または今般の採石事業への対応等、県の条例との関係に照らして、こういう手順で要綱の制定に至ったということであり、必ずしも採石法とのすり合わせで規定したものではない。あくまで、町が白地の部分にエリア指定をして、町独自の基準を定めたということである。

2メートルという考え方も、端的に申し上げれば、ここではもう岩石採取事業をしても経営的になりたないという程に厳しい基準を設けたということ。それが、町民の意思、条例の予防原則の理念に基づいた意思だと思っている。そういった考えに基づいて、判断の基準としての数値的な部分を自然公園法から準用したということである。過去の反省や経験に則って、先ほど示した資料8の切土の考え方等に至っている。

□本間委員：業者が認可を申請するのは県に対してである。町には県から意見照会がくる。町の条例が優先されることによって規制対象事業となった場合、町が当事者になる。その時に、当事者である町がこの条例に基づいて、きちんと網をかけることができるのか、私は心配である。あくまでも県が認可権限を持っている採石法に基づいた申請で、岩石採取の仕方も採石法に基づいての申請だった場合、それを突っぱねることができるのか。

それから1万平方メートルを超える事業とあったが、例えば今やっている採石場の土地所有権を他の採石業者に部分的に売ったり、別会社を興したりして、実質的には一つの会社が1万平方メートル以上の採石を行なうことができるわけである。そういう形で対象区域を4つも5つにも分けて、規制がかからない面積にしてから一斉に掘るということができってしまう。その場合に、事業者の関係が同業他社なのか、元会社が同じなのか判断できるのか。

おおよその広さということで、自然公園法から引用したということであるが、同じ地域を複数の業者が同時進行で行なう場合には、同時に広い範囲の表土を一気に剥がして採取することになり、それだけ影響も大きく出てしまう。単に面積だけを制限の基準にするのであれば、いくらでも裏の手はあると思う。面積も含めて、深さ2メートルが本当に有効に働くのか。本当に、対抗していくつもりがあるのか。そういう意味で、まだ不十分なところがあると思った。

■池田企画課長：ご指摘された所も課題かと思う。ただ、表面から垂直に2メートルが基本である。これだけでも相当の規制になっていると考えており、厳しい規制だと認識している。これからの事象、どんな計画が出されてくるか、あるいは裏技を使ってくるのかということは、我々もすべてを捉えきれてはいない。これだけの厳しい規制であれば、おそらくは事業は入ってこないだろうという想定で臨んでいる。

さらに、白地の地域を町の条例でエリア指定をした。そのエリアは、既に県には口頭では伝えてあるが、県からも自然公園法の網を掛けていただくべく、要望活動をしていくと伝えている。今すぐという訳にはいかないが、時間はかかるとは思いますが、そういったものを合わせて、これから保全活動に臨んで行きたいと思っている。保全計画の実効性を担保しつつという事になると思っている。

繰り返すが、一つ一つの行為に対して、一つ一つ条項に照らして判断するのではな

く、総合的に判断をする。場合によっては、この審議会の判断、或いは町民の皆さん、町長の判断でNOだと突きつける場合もあるので、そのようにご理解いただきたいと思う。

■高橋課長補佐：今手元に資料が無いので具体的に何条何項までは言えないが、採石法の施行規則の中に、「認可にあたって、他の法令の許認可が必要な場合はその許認可を受けていること」という項目がある。その項目には森林法や、関係する法令の許可はもちろん含まれるが、その中に町の条例も含むとする見解も明確に出されている。町の条例でその事業をしてはいけないという判断が出された場合には、採石法の認可基準の判断に入らないということであった。作りとしては、規制対象事業に該当するという判断が町で出た場合には、その事業を行ってはならないという条例なので、採石法の判断の前に、町の許可を得られないならば申請ができないという形になると考えている。よって、町の処分を不服として争いになるということは十分想定されることになる。

□本間委員：第5条で、先ほど地下水と土壌・森林の関係を話した。(1)に「土壌による降水の浄化機能が十分発揮される前に地下水として流下してしまう」とあるが、この「地下水の流下」はおかしい。先ほど説明したように、水を保てる森や土がなくなっただめに、地下まで浸透できないものが大半を占めて、表流水として流れてしまう。土や林があることで、溜まっていた水がゆっくりゆっくりと地下に浸透するのであって、石を据えた集水升のように、水を入れても短時間ですぐに抜けていくような形で地下水は涵養できない。あくまでも土が水を長い時間保っている間に、少しずつしみ込んでいくのであって、「地下水として流下する」という表現は明らかに間違っている。地下水としてではなく、表流水として流下してしまうのである。

降水に含まれる有害物質については、実は土壌の浄化作用というよりも、土壌に吸着されてそこに溜まっている。重金属や石油石炭からでるような汚染物質の場合、土壌中の様々な成分と反応して、中和されるような形となるため、影響があまり出ないということ。むき出しの岩石にはそういう作用はない。あと重金属の場合は、基本的には吸着してかわす以外基本的には除くことができないので、限界を超えれば表流水に出てきてしまう。今のところは土壌があるおかげで、まだ直接的に出てきてはいないのだろうと思う。以上から、この「地下水として流下」というところは、科学的に間違いだと思う。

■高橋課長補佐：第5条は「地下水の水質悪化をもたらすおそれがある事業」という分類なので、地下水に関する内容を書かないと整合がとれない。また、条例本則の第16条第2項に該当する事業というのは、「地下水の水質悪化をもたらすおそれがある事業」となっている。そのため、この項目には地下水の水質悪化をもたらすおそれがある事業とはどういった事業なのかを書く必要がある。「表流水として流れてしまう」ということにすれば、整合性が取れなくなってしまう。

□本間委員：今問題となっているのは、地下水の問題としてということ。この問題は、表土が削られることにより保水力がなくなって浸透せずに、表面水として流れるとい

うもの。話としては結局、地下水として浸透する部分が減少するという、中身としては結局その上の第4条の「水源涵養量の減少をもたらすおそれがある事業」の制限事項の内容に含まれる。この4条の文言は具体的なものばかりだが、それ以外に「地下水の浸透を妨げ、表流水として流すおそれのある事業」という形で、第4条の中に追加するというのはどうだろうか。

- 高橋課長補佐：この部分をだけを含めるということか。それとも第5条全てか。
- 本間委員：第5条そのものをどうするのかは別として、地下水そのものは減少の問題があって、地下水として浸透する前に表面を流れてしまう。心配の中身というのは、水源涵養量の減少である。これは第4条で規制している内容。第4条の中に、第5条の内容を追加で入れて、第4条の中身は非常に具体的であるが、それ以外にも地下水の浸透を妨げるものを規制するというものを追加する。
- 高橋課長補佐：採取によって地表が失われたときに、表面を降水が流れてしまうことで地下に浸透する量が少なくなることについては、第4条に含んでいるという認識である。ただ、文言として書くには辛かったという部分がある。それは、どうしてもこの問題を規制するときに、「具体的にどのくらいの面積から制限するのか」といった面積の話になってくるから。そこで(3)のところでは、1万平方メートルとしか書けなかったということ。そういった表土が無くなることによって、表流水が増えるということは、誰がみても明らかに解る部分と思う。では、その面積がどの位ならだめなのかというものを、第4条に含ませていただいたという認識でいる。第5条の(1)については、イメージとしては浄化機能がきちんと発揮されないうちに、水源に流れてくることを文字として表現したつもりである。

□畠中会長：事業内容の検証は確実にできるのかという点をお聞きしたい。

また、先ほど1万平方メートルという話をしていたが、例えば100haの場所を100個のダミー会社が1haずつ使えば結局は全部裸になってしまう。一業者で幾らまでではなく、この区域の中で1年間に削っていいのは幾らで、10年間で削っていいのは何%までとすれば、たとえ別業者の名前を出されたとしても、それまでの何年間に別の会社がいくら掘ったので許可がだせないという形で規制することができる。表土の保全は、そういう形で規制するのが筋なのではないかと思う。

- 高橋課長補佐：エリア指定をした上で、例えばメッシュを掛け、1メッシュにつき10年間に1事業までというような管理が必要になってくると思うが、町としては、そこまでのことはやりきれないだろうと思っている。そのような「箇所」の規制は現実問題とても難しく、今のところはやりたいと考えている。よって、先ほど説明した内容の規制で歯止めをかけていきたいと思っている。
- 池田企画課長：規制の厳しさをどこまで厳しくするのか、実効性を担保できるのかというバランスがあるかと思う。我々はこれで十分に規制できるのではないかと、町民の皆さんからも概ねご理解いただけるのではないかと考えている。しかし、メッシュをかけて何%か、面積はいくらまでだと、そこまでしなければ甘いと言うのであれば、また検討したいと思う。

□菅原委員：第5条（1）表土を含む土壌を採取する事業の件について、具体的にどういふことか。例えば、ある業者が農家の人が農作業に使うための培土を山から取ったことがあるのだが、こういった事業も1万平方メートルの規制を受けるのか。1万平方メートルというと1町歩である。1町歩以内であれば、この第5条の適応を外れるということか。

何故こんなことを聞くのかというと、先日の広報に杉沢や当山で圃場整備があると書いてあったから。圃場整備を行なうと、必ず土かさや表土が足りなくなる。そうなると、どうしても山から土を持ってくることになる。その場合、この規制に引っかかってしまう。例えば、第9条に農業、林業、漁業を営むために必要な施設は例外だがある。この部分を施設だけでなく、土を取る事業に関しても例外にできるようにして欲しい。指定区域から一定量の土を取らないと、事業ができなくなる状況があると思う。石だけではなく、表土もとっているということを想定して、この第9条の（1）あたりの表現を考えた方がいいのではと思った。

■池田企画課長：その事業が小規模か大掛かりか、面積がどうか、深さがどうかと照らし合わせることになると思う。

□本間委員：第9条第5項について、「その他公益上必要な構築物等の設置で町長が認めるもの。」と限定的に書いてある。この部分を「その他公益上必要と認めることについては、別途協議する。」に変更すればいいと思う。この項のように、町長が一元的に認めるのではなく、それが公益上必要なものならばきちんと審議会を開き、妥当性を判断した上で最後に町長の承認をいただく形をとらないとおかしいと思う。我々も知らず、いつの間にかやっていたというのではなく、審議会があるのだから、審議会にこういう事例があって公益上やむをえないので認めたいと審議を行なった上で、町長が許可を出すのが普通だと思う。

このように、町長が認めるものという言い方をするのではなく、きちんと別途協議をするという形にし、「公益上必要なものについては」と範囲を膨らませて審議した上で、許可するかどうかは決まるとした方がいいと思う。

■池田企画課長：最終的には町長が判断することであるが、お話しいただいた一連の手続については、文言としては記載していないが、まさしくそのような手順で進めるつもりである。

（休憩）

（5）吉出山における岩石採取事業に関する協定締結等の経過について（報告）

■池田企画課長：資料に基づき説明させていただく。これから説明する内容、そして資料5に関する内容については、平成26年1月1日号広報ゆぎの誌面に2ページ見開きで記事を掲載し、町民に周知する予定である。

7月23日に出された当該事業計画に関する協定書の締結、その後、覚書の締結、その間に県の認可が下りたという結果になる。この協定書は、これまでの町民説明の中で項目3の①に示すとおり、環境保全のための協定であり、町民の願い、あるいは環境基本条例に基づく協定を締結する町の責務として、このような表題をつけたもの

である。

1について、平成25年11月29日、町は川越工業株式会社と、岩石採取等にかかる環境保全に関する協定を締結し、このことを受け山形県が採石法に基づく町への意見照会・回答を経て、平成25年12月3日に岩石採取計画を認可した。

2について、認可申請を受け事業説明会を実施した。皆様もご承知のとおり、町民の皆さんからは、諸手をあげて賛成といったような状況ではなくて、むしろ反対意見が多くあった。「協定書も反対、県に対しても反対の姿勢を示すべき」というご意見もあった。

3について、11月15日に町の対応方針の説明会を実施した。委員にもご出席された方もいたところである。最終的にはここで町の方針をお伝えしたということである。その説明の趣旨は、①協定は環境を守るために締結するものであること、②採石法の規定が全国一律の認可基準であり、地域の事情を反映できないこと、③それに対抗しうる手段として協定があること、④現行法の限界があり、この問題の早期解決の手段としては公有地化がもっとも確実であること、の4つである。

前回の審議会の報告事項の中でも説明させていただいたが、9月定例議会での質疑で、公有地化すべきではないかという意見に応える形で、町長が公有地化の方針を表明した。この表明を受け、新たに公有地化の協議のための覚書締結を附則として加えたものである。当初、「公有地化の協議」については協定書の本則に定めるべきと考えたが、事業者から本則は基本的に3年前のものと同様にして、「公有地化の協議」については完全に切り離してほしいという要望があったところである。事業者との交渉の結果として、附則に「覚書を別途締結する」という文言を入れることで合意した。この覚書というのも、一つの契約であるので、町としては実質的にこれからの進行に影響があるものではないと考えている。むしろ、はっきりと一本の独立した契約書で合意をみるという形は、望ましいことであるという判断をしたところである。

4「町、町民の意見を計画に反映させることが肝要」について、協定締結は地下水脈に影響を及ぼすような深掘りをさせない、作業時間、運搬積載量制限など地元の要望を事業計画に反映させるものである。「県要領で求める協定を結ばない」ことは、採石法の基準が適用されることを意味し、岩石採取計画に「町・町民の声が届かなくなる事態」は避けなければならないという判断をした。基本的には、これまでの3年間の取り組みと同様に、これまでの成果を引き継ぎたいということである。協定に基づいて組織された事業監理委員会が、事業者と約束を取り付けながら3年間推移してきた成果を引き継いでいく、行かざるをえないだろうと思っている。

5「公有地化に一定の理解」について、先ほど説明したように「公有地化にも絶対反対」という意見もあったが、数ヶ月をかけて環境保全会議、環境審議会、水循環保全審議会等に報告という形で説明させていただき、相当のご支持をいただけたと思っている。逆に、中には私も自分の耳を疑ってしまったのだが、「反対の意思を示した結果としてならば岩石採取されても仕方が無い。覚悟を決めてほしい。」という意見があった。そういう問題ではなく、我々はこの3年間、そうならないように、深掘りをさせないために努力を続けてきた。もちろん、今回の協定についても、100%十分だという認識は持っていない。その対応についての反省もある。しかし、その反省

をまた今後を活かしながら、とにかく地下水に影響を及ぼさない、無制限に岩石採取される事態にならないように制限を加え、生活にも影響を及ぼさないことを担保していきたいと考えている。そのことも含めて、一定のご理解は得られたと思っている。

6「協定締結は環境を守るため」については、先ほどの説明のとおりである。

7「今後も環境保全の取り組みを推進」について、今日の基準の定めもそうであり、条例、規則、基準そして、環境保全計画、これらの実行性をいかに担保していくのか。事業を開始された場合においても、事業監理委員会等で監視を強めていくということであり、このことは県とも協議を進めている。これからも県と連携を深め、規制を強化、監視を強化していけるのではないかと思っている。いずれにしても、町の環境基本条例、水循環保全条例が制定されたので、町民の意思に沿うように、しっかりと法令順守の下に対応していきたい。

協定書については前回確認をしていただいていると思う。綴りの最後に公有地化に関する覚書とある。協定締結後約10日後になるが、12月9日に覚書を締結させていただいた。1項から3項までを規定している。

1項目「甲は、要望する諸条件が整った場合には、本協定書第1条に規定する採取場を含む甲の所有地について」、採石場は約9ha、それを含む川越工業の所有地が約47haある。その全てを乙、つまり町の公有地化にむけて、甲も協力するものとし、乙は甲のために上記諸条件が調うように努める。この場合、3年の認可期間にかかわらずできるだけ早い時期の公有地化について、甲と乙が最大限誠意をもってその実現に努めるものとするとしている。覚書締結の際、川越工業社長からも、口頭で前向きな話しをいただいている。

2項目「適切かつ円滑な交渉を行なうため、契約条件及び価格交渉等に関する業務は、代理人をもって当たらせることができるものとする。」について、我々も交渉あるいは土地価格、契約に関しては、素人の部類なので、ここは専門家を代理としてたてたいと考えている。宅建協会遊佐支部に相談させていただき、支部組織と契約をするよりも個人でいいという助言を受けたので、町内の不動産業者をお願いする予定である。年明け後、早々にその交渉にかかる業務委託契約を結びたいと考えている。川越工業側は会社が直接交渉にあたるという話しを伺っている。

3項目「甲と乙は、1項の甲が要望する諸条件の内容については、正当な理由がない限り、第三者に口外しないことを互いに約束する。」について、本件は交渉事なので、一般の社会通念に則っての規定だにご理解いただきたい。

1項目の場合、以下のくだりにあるとおり、まず町民の思いも一緒だと思う。できれば来春事業を開始する前にと言いたい所だが、それは難しいと思っている。しかし、一刻も早く公有地化を実現する、それを目指して我々も最大限努力して行きたいと思っている。

12月2日の認可の際に、県の意見照会に対して資料6にあるような形で回答を出している。その中では災害防止の各項目について回答しているが、ポイントは4の総合意見という事になる。3年前の前回は、一言「認可相当と認める」と出した。今回は、これまでの経過、町民の思い、反対の意見もあるだということを伝え、また32

0 m以下は掘削しないという協定を締結したことの意味をしっかりと受け止めて頂きたいという事、県・町の条例で指定したエリアにある重要な水源涵養保全地域なのだという事を訴え、それらを十分留意して認可事務にあたっていただきたいという総合意見を述べている。

資料7について、荘内日報で今回の町の方針決定、考え方について、「鳥海山の環境保全の前進を歓迎」という内容の社説が報じられている。その記事には「業者側の生活圏にまで配慮をすべきだ」とある。我々も少々意外だったが、マスコミからも相当部分理解を得られているんだと非常にありがたく思ったところである。

(質疑)

□菅原委員：協定書の第2条(2)に、鳥海山系における地下水脈等の調査結果とあるが、これは町が独自にやったものか。それとも、中野先生がやっているものを指すのか。また、(3)に「明らかな影響があったと認められた場合は…」とあるが、影響があるかどうかの判断は、元の地形の高さとの比較で判断するのか。どのくらい減ったのかを証明しなければならないのではないのか。1回目のプリントでは、(3)に、「緑化を行なう」という記述があったが、緑化についてはどうなったのか。それから覚書について、社会通念上という説明があったが、第三者に口外しないというのは理解できるのが、どの程度までを求めているのか。

■池田企画課長：町民やマスコミ関係の方々からも、ぜひ交渉の場にも入らせてもらいたいという声を聴いている。町の姿勢としては、いくらでも交渉の状況は皆さんにお伝えしたいと思っているが、相手方がある事なので、そちらの意向も尊重しなければならない。会社側は、交渉の内容は一切公表しないでほしいという考えである。また、交渉の情報を公開する事によって、進行が遅れてしまうことがないようにしたいと思っている。隠すという考えは毛頭無いが、交渉事の繊細さをご理解いただきたいと思う。もちろん、皆さんに公表する必要がある内容については、相手の了解を得た上で、公表していきたいと思っている。

■高橋課長補佐：緑化については、前回の協定と全く同じ内容となっている。地下水脈調査の関係は、中野先生の調査のことである。なお、追加調査について、一回目の追加調査は終わっている。パイプから出た水が、1日に何リットル出ているのかという調査を行った。数値は出たが、調査した業者からはたった一回の結果から、結論的な話をするのは危険すぎるとして、可能ならば継続的な調査をさせていただきたいという提案を頂いている。

□菅原委員：公有地化を進める際に、土地所有者以外でその土地の抵当権を持っているという場合はないのか。例えば、山林に価値は無いが、誰かがこの山林に抵当権を請求していれば、その人の了解を得ない限り所有権を町に移せないのではないのか。

■池田企画課長：抵当権設定の目的は、その土地を将来換金した際の権利をその時点で取得したいという目的があるのだと思う。町が買収となれば、抵当権者の目的に通じている。つまり、お金が抵当権所有者に入って、抵当権の解消になるのだと、一般的

には考える。ただ、抵当権だけでなく、色々な権利が付いている可能性もないとも限らない。これも交渉がこれからどうなるのか、どう展開していくか次第となる。

まずは今の岩石採取地の事業を止めたい。あの場所から撤退させたいという直近の目的がある。交渉が一回でまとまれば別であるが、第一段、第二段と複数回になるだろうと考えている。第一段候補の土地については、そういう土地がないかも一度確認する。慎重に対応していきたい。

□佐藤委員：公有地化の話し合いの中で、代替地を用意してほしいと出る可能性が高いとの事だった。そこで町としては、もし会社からその話が出た時には、それにどういう対応をするつもりでいるのか。例えば、頭からダメだということか。検討するのか。また、現実的に代替地になるような場所を探しているのか。

■池田企画課長：常識的に対応していく。つまり、行政でやれる事とやれない事がある。もし候補地があって、手当てできるような状況があるのならば、それをもって即撤退してもらえるのであれば、すぐにそうしてもいいという思いはある。ただし、常識的にと言ったのは、事業者が自分たちの営業の責任の中で候補地を見つけてきた上で、例えばこの土地にどんな規制がかかっているのか調べてほしいというような協力ならば、町として可能な範囲のバックアップはできていると思っている。すべては、どういう形で代替の話が示されてくるのか次第である。それに対して、オールオアナッシングで、町では一切関係しませんという話しではないのだと思っている。示された内容如何で、一義的には事業者責任で、町が常識的に支援できるところは支援していくという考えである。

□畠中委員長：先ほど交渉内容の非公開とあったが、業者がどう思おうと、最低限金額に関しては町の予算から出すものなので、公開しなければならない。それ以外に、町の中で公開する予定のある情報があれば教えてほしい。代理人の名前はおそらく出さないとは思いますが。それ以外に、金額以外で公開する予定のあるもの、逆に今の所口外する予定の無いものを教えていただきたい。

■池田企画課長：最終的には、口外できない情報はそれほどないだろうと思っている。「最終的には」とは、予算化をはかって議会の判断をいただくという状況までいけば、当然その前には全員協議会に説明をし、正式に議会に諮っていくということになる。その際には、当然単価・総額は示すし、どんな形で値を付けたのかという一定の交渉の経過についても触れていかざるを得ない。ただ、その時に何を言われたのか、何を言ったのかという話までにはならないと思う。基本的なことはお伝えをするということになる。誰が交渉にあたって、その際の値段がどうであるか、代替についても、おそらく代替は求めてくると思うので、その状況についても、どの土地がどういった形で、どれだけの面積で代替地として手当てされたのかということも含めて、これは普通な形で議会に報告していくことになると思う。

□本間委員：最終的に合意ができた段階で、議会に予算化を諮る段階でしか、一切町民は知る機会がないのか。

■池田企画課長：最初に言ったとおり、相手方の了解を得られれば、この段階でこの話はお伝えしておかなければならないだろうという判断も出てくるかもしれない。ただ、相手方があるので、これを一方的に公表、説明するという訳にはいかない。ここはご理解いただきたいと思う。ただ、特にこの保全審議会の方々にはお伝えしたいという気持ちはある。

□本間委員：今日の審議会においてまた一つ疑問が湧いたのだが、この岩石採取計画について、県の認可に当たっての町への意見照会はどんな状況で出てきたのか。この書面見ると解るのだが、11月27日付けで意見照会がきているが、締結が29日付けになっている。締結が済んで、本来であれば協定書がだされて、県の方がきちんと審査を行い、その上で、町へ意見照会がくるのが順序ではないかと思う。協定締結しないでずっと保留状態でいたものが、何故ここに来て11月27日付けで意見照会となったのか。そして、29日に急ぎ協定を締結し、12月3日には、県の方から認可が下りている。

行政のことはわからないが、スケジュールどおりに事を運ぶという部分が、あまりにも今回の件に関しては多すぎるのではないか。皆さんが、頑張って仕事をしているのは分かるが、これだけ大きな問題を抱えた内容がすべてスケジュールどおりに進むこと自体が私は非常に疑問を感じている。

■池田企画課長：逆である。スケジュールどおりには全く行っていない。県の行政処分を下す認可基準もあったのだと思うが、その詳細は我々も把握していない。いつまでに絶対必要という話も、我々は聞いていない。こちらの動向は、当然向こうにも伝えながら、スケジュールをおさえていったと思う。つまり説明会を11月15日にする、説明会をするということは協定書締結の方針を決めたという話しも伝えている。いつに意見照会をもらって、いつに回答をするという話しではない。

□本間委員：11月27日に意見照会がきている。これは正式な審査をして、認可が妥当かどうかを最終的に判断するというものが意見照会のはずだ。これが協定を結ぶ前に来ている。協定を結んで、それを出したら12月3日にもう認可が下りている。ということは、協定書がなければ下りなかった可能性もある。それが協定書を出した途端、即認可がおりた。協定書締結前に意見照会がきていること自体、順番がおかしいと思う。

普通であれば、協定書を整えた形で審査がきちんとできる状況になってから意見照会がくるものである。今までの例では、そういう順序で進んでいたはずだと思う。意見照会が先にくることはありえないと思う。

この辺りが不審に感じる。町民説明会の時にもあったが、既に10月1日に土石採取で違反行為があったということで、事業者には今回は行政処分が下るのではないかと新聞でも大きく報道されていたのに、それを全く待たずに、全ての審議会なり町民説明会を済ませて協定締結に持って行っている。この行政処分が出るのを待てなかったのかという事を疑問に感じる。

■池田企画課長：我々は意見照会の予告を受けていない。ただ、認可をする直前にある

という話は私もきいていた。そしてあのタイミングにきたということである。

□本間委員：条例の中に1月1日から施行するものがある。ということは、1月1日をすぎると、この条例が発効する形になって、規制がかかる部分が出てくる。1月1日前に協定を結んで書類上の審査が出来る状態に持っていけないといけない。今年中に一切を終えないといけないという、文字通りスケジュールどおりである。

■池田企画課長：それは誤解というか、深読みしすぎでそのようなことはない。

□本間委員：今回の公有地化に関する覚書が異質なので、私は非常に危惧している。確かに交渉の内容そのものはやたら口外することではないということは理解する。しかし、代理人として町内の一不動産業者に委託する、さらには第三者の法的機関が立会人として入ることもないという形は、とても異質で、悪く言えば裏取引がいくらでもできる。表にはださないが、実は…というようにいくらでも盛り込める。

■池田企画課長：交渉については、なるべくオープンにしたい所であるが、我々の狙いは、代理人を立てるということも含め、一刻も早く公有地化を実現するという事。その際、適正な価格で妥結する際にも、最終的には議会に諮るので、そこでの意見・判断をおおぐことになる。場合によっては、理解いただけないということもありうる。そうならないように努力をしたいと思う。

代理人を入れることで、全て代理人に委ねるということではない。報告書もその都度提出してもらおう。もちろん経過も記録に残す。ただ、それをその都度公表できるかというのは、また別の話であると理解いただきたい。14haの共存の森の買収金額も参考にしながら、交渉の過程も参考にしながら、ただし土地条件が当然違うし、今現在採石している場所と、もう採石を仕上げて放置された場所との違いもある。そういう部分を適切に判断してもらおうための、第三者の専門家への委託なのだと理解いただきたい。

□本間委員：意見照会の3(1)に、災害防止の方法ということで、採石を終了した場所は、速やかに緑化することと書かれている。実際に緑化はされているのか。

■高橋課長補佐：採石が終わった場所については緑化をしている。これからまだ採石を予定している所については緑化をしていない。採石法では最終的に採石が終了した段階での緑化となっている。6月頃に緑化を行なった場所は、夏の日照により根付きが悪いそうだ。秋に緑化した所はしっかり根付いていることを、11月頃に現地に行って確認している。

□本間委員：「緑化不成功地への再施行等、適切に行う必要がある」となっているが、緑化がきちんとされているかは、県の立ち入りで判断をしているのか。

■高橋課長補佐：確認については県の巡回担当者がいるので、その方が随時確認している。また、監理委員会として事業者同行のもと現地に立ち入り、我々も何度か現場を確認している。ただ、不成功地への緑化はやはり適期がある。いくら早くやれと言って夏の前に行なっても、結局は成功しないということになる。できるだけ早い緑化をさせるという意味でも、適期に作業をさせることも必要と考えている。

□菅原委員：覚書の中に、「認可期間に関わらず、できるだけ早い時期の公有化について協議をする」とあって、その対象が「採取場を含んだ全体」となっている。そうになると、早く公有化するために現状の土地を買い取りしてしまったら、緑化は町がやることになるのか。それとも、事業者が最後まで責任もって緑化を行なう。その上で、早く買い取るという二段階の交渉になるのか。

■池田企画課長：町民の思いも汲み、かつ現実的な対応の仕方として総合的に判断をすると、土地を戻してから買い取るというのは難しいと思う。採石の現状からして、単純に木を植えれば森に再生するという状況にはないと考えている。もちろん、単純な植林で再生する場所もあると思うが、全体の形状や採石をされた今の状況からすると、場合によっては、治山事業も入らないと森再生は困難ではと。これは素人考えだが。この件については、今ここで十分な回答もできないし、軽々しい発言もできない。そのことも踏まえての買収にあたっていきたいと思っている。

6. その他

■高橋課長補佐：今後の予定であるが、1月1日に条例の規制部分が施行となる。また、水源保護地域、水源涵養保全地域の告示については、文言等含めて修正を加え明日決済をとって告示をしたい。今後も意見をいただきながら取り組みを進めていきたい。

7. 閉 会 (18:30)

平成 年 月 日
会長（議長：畠中裕之） (署名)

平成 年 月 日
議事録署名委員（本間正明） (署名)

平成 年 月 日
議事録署名委員（菅原和幸） (署名)